

Q26 知的障害者が同居家族から勝手に本人名義の年金証書を使われ、8か所もの金融機関から多額の融資を受けたことにされ、全額を家族に使われてしまったという相談を受けましたが、このような問題は数多くあるのでしょうか。

知的障害者が満20歳に達すると、障害基礎年金を受給することになります。この年金は本人の生活を豊かにするため、本人に対して支給されるものです。それにもかかわらず、この年金を勝手に自分のものであるかのように流用する家族がいるのは事実です。

施設に入所している障害者の年金を、本人ではなく家族が受け取り、本人の小遣いどころか施設利用費すら払わず、本人が病気で入院した医療費を負担しない例や年金証書を担保にお金を借り入れてしまい、数年先まで本人が年金を受け取ることができなくなってしまったなどという例もあります。

判断力が不十分であっても財産は本人のものであり、家族だからといって本人の財産を使っていいということにはなりません。財産管理の必要がある場合には、法律に従った手続きを踏む必要があります（本マニュアルQ73、74参照）。